

大蔵村特定地域生活排水処理事業経営戦略

団 体 名 : 山形県最上郡大蔵村

事 業 名 : 大蔵村特定地域生活排水処理事業

策 定 日 : 平成 30 年 2 月

計 画 期 間 : 平成 30 年度 ~ 平成 39 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成16年度	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用
処理区域内人口密度	-	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	-		
処理場数	-		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	現時点において未実施となります。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	設置した浄化槽の人槽に応じて使用料金を設定しております。				
業務用使用料体系の 概要・考え方	1ヶ月使用料金 5人槽:4,104円 6~7人槽:4,968円 8~10人槽:6,372円 11~15人槽:8,640円				
その他の使用料体系の 概要・考え方	-				
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成26年度	4,104 円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成26年度	3,600 円
	平成27年度	4,104 円		平成27年度	3,820 円
	平成28年度	4,104 円		平成28年度	3,880 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	地域整備課の職員数は8名(課長1名、課長補佐1名、係長3名、主事3名)となっております。 上下水道係の構成は、簡易水道事業2名、特定環境保全公共下水道事業1名、特定地域生活排水処理事業は兼務となります。
事 業 運 営 組 織	地域整備課上下水道係で簡易水道事業、特定環境保全公共下水道事業、特定地域生活排水処理事業を運営しております。

(2) 民間活力の活用等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	浄化槽の点検及び維持管理を委託しております。
	イ 指定管理者制度	現時点において未実施となります。
	ウ PPP・PFI	現時点において未実施となります。
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	現時点において未実施となります。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	現時点において未実施となります。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

平成28年度決算「経営比較分析表」を添付しています。
この経営分析表は、経営及び施設の状況を表す経営指針を活用し、当村の経年比較等の分析を行っております。
別紙、経営比較分析表参照。

2. 経営の基本方針

- ・設置した合併浄化槽の適正な点検及び維持管理を実施します。
- ・放流水質の適正な管理のため法定検査を実施し、河川等の水質悪化の防止に努めます。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

毎年5基程度の設置を予定し、5,700千円の投資を予定しています。

② 収支計画のうち財源についての説明

浄化槽使用料で賄えない維持管理費や地方債元利償還金の不足分を一般会計から繰入れをしております。本経営戦略における料金体制は、現行の料金制度を継続するものとしています。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

維持管理費として保守点検費及び清掃費を見込んでおります。そのほか法定検査手数料を計上しております。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	現時点において未実施となります。
投資の平準化に関する事項	計画的な維持管理を実施します。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	効率的な維持管理体制を検討します。
その他の取組	なし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	現状を維持していきます。
資産活用による収入増加 の取組について	なし
その他の取組	なし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現時点において未検討となります。
職員給与に関する事項	現時点において最小限の体制で行っています。
動力費に関する事項	現状を見込むが必要に応じて検討します。
薬品費に関する事項	なし
修繕費に関する事項	設置後20年以上経過している浄化槽があるため、料金収入を確保し効率的な事業を展開していきます。
委託費に関する事項	可能な業務は委託し、経費削減を図っていきます。
その他の取組	なし

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、 更新等に関する事項	関係機関と定期的に進捗管理を行うとともに、5年を目途に見直しを図ります。
-------------------------	--------------------------------------

(法非適用企業)

収支計画(※)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収 益	収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	20,268	19,863	19,488	19,071	18,439	18,521	18,327	18,279	18,278	18,348	18,466	18,584
		(1) 営 業 収 益 (B)	13,095	13,186	13,238	13,290	13,320	13,359	13,413	13,453	13,507	13,561	13,615	13,670
		ア 料 金 収 入	13,095	13,186	13,238	13,290	13,320	13,359	13,413	13,453	13,507	13,561	13,615	13,670
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
		ウ そ の 他												
		(2) 営 業 外 収 益	7,173	6,677	6,250	5,781	5,119	5,162	4,914	4,826	4,771	4,787	4,851	4,914
		ア 他 会 計 繰 入 金	7,173	6,677	6,250	5,781	5,119	5,162	4,914	4,826	4,771	4,787	4,851	4,914
		イ そ の 他												
		2 総 費 用 (D)	16,584	16,780	16,857	16,942	16,953	17,007	17,046	17,073	17,149	17,194	17,287	17,380
		(1) 営 業 費 用	15,572	15,858	16,013	16,170	16,233	16,328	16,408	16,473	16,586	16,667	16,798	16,929
ア 職 員 給 与 費	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300		
ウ ち 退 職 手 当														
イ そ の 他	15,272	15,558	15,713	15,870	15,933	16,028	16,108	16,173	16,286	16,367	16,498	16,629		
(2) 営 業 外 費 用	1,012	922	844	772	720	679	638	600	563	527	489	451		
ア 支 払 利 息	1,012	922	844	772	720	679	638	600	563	527	489	451		
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息														
イ そ の 他														
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	3,684	3,083	2,631	2,129	1,486	1,514	1,281	1,206	1,129	1,154	1,179	1,204		
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	8,223	6,279	5,035	6,764	6,443	6,457	6,341	6,303	6,265	6,277	6,289	6,302
		(1) 地 方 債												
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債												
		(2) 他 会 計 補 助 金	7,627	5,728	4,726	6,279	5,958	5,972	5,856	5,818	5,780	5,792	5,804	5,817
		(3) 他 会 計 借 入 金												
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金												
		(6) 工 事 負 担 金	596	551	309	485	485	485	485	485	485	485	485	485
		(7) そ の 他												
		2 資 本 的 支 出 (G)	11,818	9,385	8,007	8,893	7,929	7,971	7,622	7,509	7,394	7,431	7,468	7,506
(1) 建 設 改 良 費	6,426	4,726	3,549	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700		
ウ ち 職 員 給 与 費														
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	5,392	4,659	4,458	3,193	2,229	2,271	1,922	1,809	1,694	1,731	1,768	1,806		
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金														
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金														
(5) そ の 他														
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 3,595	△ 3,106	△ 2,972	△ 2,129	△ 1,486	△ 1,514	△ 1,281	△ 1,206	△ 1,129	△ 1,154	△ 1,179	△ 1,204		

(法非適用企業)

収支計画(※)

(単位:千円, %)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収 支 再 差 引	(E)+(I) (J)	89	△ 23	△ 341									
積 立 金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)	274	364	341									
前年度繰上充用金	(M)												
収益的支出に充てた地方債	(N)												
収益的支出に充てた他会計借入金	(O)												
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)+(N)+(O) (P)	363	341										
翌年度へ繰り越すべき財源	(Q)												
実 質 収 支	黒 字 (R)												
	(P)-(Q) 赤 字 (S)												
赤 字 比 率	($\frac{(S)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率	($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)												
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(T)												
営業収益－受託工事収益	(B)-(C) (U)	13,095	13,186	13,238	13,290	13,320	13,359	13,413	13,453	13,507	13,561	13,615	13,670
地方財政法による 資金不足の比率	((T)/(U)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(V)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(W)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(X)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	((V)/(X)×100)												
他会計借入金残高	(Y)												
地 方 債 残 高	(Z)												

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
収益的収支分		7,173	6,677	6,250	5,781	5,119	5,162	4,914	4,826	4,771	4,787	4,851	4,914
うち基準内繰入金		4,270	3,721	3,535	2,610	1,966	1,967	1,706	1,606	1,504	1,505	1,505	1,505
うち基準外繰入金		2,903	2,956	2,715	3,171	3,153	3,195	3,208	3,220	3,267	3,282	3,346	3,409
資本的収支分		7,627	5,728	4,726	6,279	5,958	5,972	5,856	5,818	5,780	5,792	5,804	5,817
うち基準内繰入金		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち基準外繰入金		7,627	5,728	4,726	6,279	5,958	5,972	5,856	5,818	5,780	5,792	5,804	5,817
合 計		14,800	12,405	10,976	12,060	11,077	11,134	10,770	10,644	10,551	10,579	10,655	10,731

(※)平成28年度地方債同意等基準運用要綱第一の一の4に該当する事業が作成する「収支計画」について、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付け総財公第107号・総財第73号・総財準第83号)に定める「経営戦略」を未策定の団体にあっては、本様式により提出すること。

経営比較分析表（平成28年度決算）

山形県 大蔵村

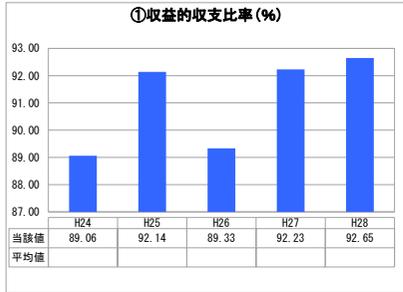
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	特定地域生活排水処理	K3	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20㎡ ² 当たり家産料金(円)
-	該当数値なし	24.86	100.00	4,104

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
3,436	211.63	16.24
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
846	30.93	27.35

グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 【】 平成28年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



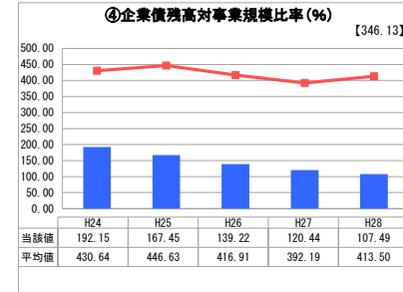
「単年度の収支」



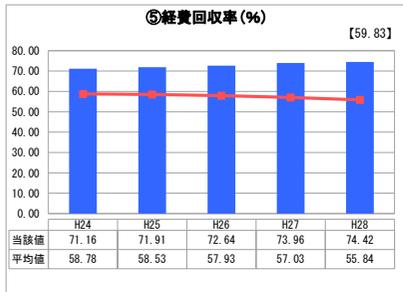
「累積欠損」



「支払能力」



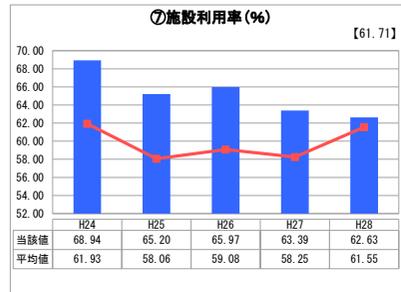
「債務残高」



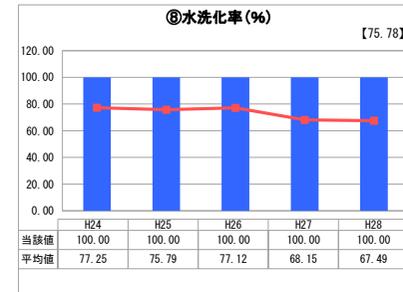
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

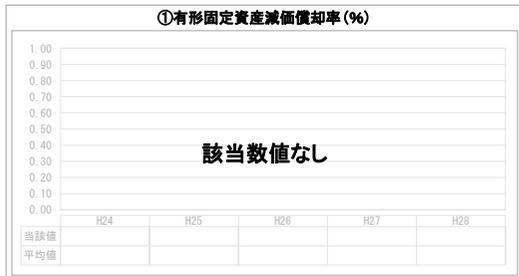


「施設の効率性」

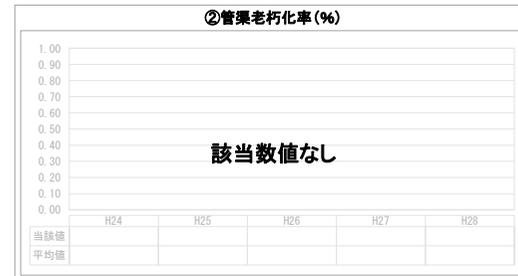


「使用料対象の捕捉」

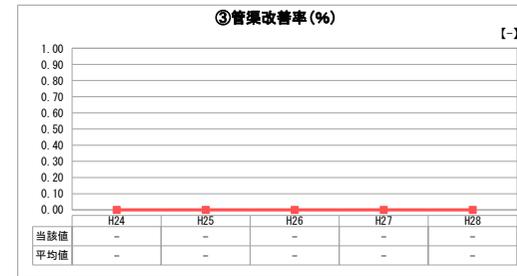
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析概

1. 経営の健全性・効率性について

- ①収益的収支比率
総費用と地方債償還金の合計額に占める料金収入等の割合は、90%前後と推移している。なお、一層の経営改善に向けた取り組みをしていく。
- ④企業債残高対事業規模比率
類似団体平均及び全国平均より低い理由としては、工事において地方債を発行していないためである。
- ⑤経費回収率 ⑥汚水処理原価
経費回収率が類似団体平均より高く、汚水処理原価が低いことから経営状況は比較的良好と考えられる。

2. 老朽化の状況について

設置後20年以上を経過している浄化槽があり、これから老朽化により修繕の増加や再設置が必要となることが想定される。

全体総括

浄化槽市町村整備推進事業は、平成16年度に事業を開始し平成28年度末には241基（管理替えも含む）を管理している。下水道区域外の半数の世帯が合併処理浄化槽（個人管理も含む）を使用している。環境保全や公衆衛生の向上を図るためにも合併処理浄化槽の更なる普及に努めていかなければならない。
経営については、これから老朽化により増加するであろう修繕費について、料金収入を確保し効率的な汚水処理事業を展開する必要がある。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成24年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。